

噴火警戒レベルの引き上げに至らないが平時と異なる現象が観測された場合における協議会としての防災対応について

資料5 - 1

現状

富士山では、事前の火口位置の特定が困難であり、警戒範囲が設定できないため、噴火前には噴火警戒レベル2は発表しない運用となっている。

過去には、現在でいう噴火警戒レベル3以上の発表基準に該当しないが、火山活動の異状と認められる現象が発生

例) 山頂のみの有感地震(1987年)

深部低周波地震の増加(2000年～2001年)

ただし、これらの現象が観測された場合には、気象庁から「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の発表が見込まれる。

「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された場合、協議会は、噴火に備える体制(情報収集体制)に移行(富士山火山広域避難計画)

「情報収集」が中心であり、住民への広報・会議の開催は「必要に応じて」実施される

定量的な表現が困難であり、噴火警戒レベルの判定基準に明確に位置付けることはできない

課題

富士山においてこれらの現象が観測された場合の影響

- ・開山期間中の場合、噴火の発生前であっても大きな混乱が生じる可能性
- ・影響範囲の大きさから、火山防災協議会の対応について社会的な注目度が高まる多数の登山者の滞留や登山道の狭隘さの考慮

山頂や山頂近傍における火口が特定できる可能性のある現象の精査

現在、気象庁において噴火警戒レベルの判定基準公表に向けた基準の精査及び見直し作業を実施中

避難計画への反映を検討

対応に

対応に

各構成機関における当面の対応(案)

噴火発生時の被害軽減に資するため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」をきっかけに、登山の自粛の呼びかけや想定火口範囲内への立入りについての注意喚起をただちに実施することを協議会の防災対応として明確化し、関係機関で共有する。

継続的な検討事項

- ・噴火警戒レベル2の導入
危険範囲(火口)を特定できる可能性のある事象及び早期避難検討
- ・広域避難計画への反映
気象庁の噴火警戒レベルの基準の精査及び見直し作業と足並みを揃える

申合せ書の作成

作業部会における検討